

会費免除に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日 制 定

平成 27 年 3 月 18 日 一部改正

第 1 条 この規程は、会費免除の取り扱いについて必要事項を定める。

(長期療養者等の免除)

第 2 条 療養のために 1 年以上離職した者で、会費免除の取扱いを受けようとする者は、会費免除申請(様式 3 号)に 1 年以上療養のため離職したことを明らかにする医師の証明書または所属施設長の証明書(ともにコピー可)を添えて、一般社団法人札幌放射線技師会(以下、「当法人」という)に申請するものとする。ただし、会費免除は 2 年を超えないものとする。

(その他の免除)

第 3 条 出産・育児・介護・海外勤務等のやむを得ない事情により、1 年以上離職した者で、会費免除の取扱いを受けようとする者は、会費免除申請(様式 3 号)に 1 年以上療養のため離職したことを明らかにする所属長の証明書(コピー可)を添えて、当法人に申請するものとする。ただし、会費免除は 2 年を超えないものとする。

(免除の対象者)

第 4 条 本規程に定める免除の対象者は、過去の会費が適正に納められている場合に限る。

(申請の期限)

第 5 条 この規程に定める免除を受けようとする者は、事由発生から復職後 3 ヶ月以内に届出がない場合は権利を消失する。

(免除の対象年度)

第 6 条 年会費が免除される年度は、申請年度の年会費が納入されている場合は、その次の年度を免除とし、申請年度の年会費が未納であった場合にはその年度を免除するものとする。

附 則

1. この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
2. この規程は、一般社団法人の設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。
3. この規程は平成 27 年 3 月 18 日から施行する。